

内 規

平成29年12月1日

会員の入会等について

- ① 会員の診療施設を引き継ぎ開業する者は、入会届を提出するとともに前任者が当該年度の会費及び部会費を納入している場合は、その年度の一般会費のみを納入すること。
- ② 毎年度、1月から3月の期間に入会届出が提出された場合は、理事会の入会承認にかかわらず当該年度の会費等を免除する。

退会と会費等の返却について

- ① 会員が年度途中で退会届を提出した場合は、いかなる理由があっても、その年度に納入した会費等は返却しない。